

2. 足立区へ申込む保育施設

0～5 歳児

定員20名以上で国が定める基準を満たし、認可されている施設

区立・私立・公設民営がありますが
申込方法や審査方法、基本保育料の
決定については違いはありません。

- ・月～土曜の保育
- ・給食あり
- ・通常保育時間は7:30～18:30の
最大11時間

※対象年齢・開所時間は
施設によって異なる。

施設を選ぶ際は、見学を
おすすめしています！



区立

- ・足立区が設置、運営
- ・区立園共通の保育内容を
基本とした保育
- ・広い園庭がある。
- ・経験豊富な保育士の
割合が高い。



新田わかば保育園

私立・公設民営

- ・社会福祉法人や企業が運営
- ・園によって保育方針や
保育内容は異なる。
- ・英語や体操、リトミックなど
行っている園もある。
- ・0歳児保育や延長保育に対応
している園が多い。



島根いちい保育園

1～5歳児

幼稚園と保育所の機能や特徴を
あわせもつ施設

幼児クラスは、
長時間利用児（保育園）と
短時間利用児（幼稚園）が
日中は一緒に過ごし、夕方まで
保育を受けることができます。

※対象年齢・開所時間は
施設によって異なる。

足立区には区立3園
私立3園があります。



区立

- ・対象年齢 1～5歳児
- ・開所時間 7：30～18：30
（延長保育なし）
- ・足立区に住民登録がある方のみ
申込、通所できる。
- ・こども園独自の費用負担
（教材費・PTA会費・保育用品など）



おおやたこども園

私立

- ・幼稚園が運営
- ・対象年齢・開所時間・土曜保育は
施設によって異なる。
- ・保育料の他に幼稚園に準じた
費用負担（入園料・制服代など）



西新井幼稚園

0～2 歳児

定員 19 名以下でアットホームな
雰囲気の中、集団保育を受けることが
できます。

子どもたちと先生、保護者と先生の
距離がとても近いのが魅力です。

誕生日やクリスマス等のイベントもあり
みんなで楽しく過ごします。

- ・ 開所時間 7：30～18：30
(MIRATZ東和保育園のみ 7：00～19：00)
- ・ 月～土曜の保育
- ・ 給食あり



1日の保育の様子は
こちらから



～保育園に預けたいけど、集団は小さい方がいい～



子ども同士の関わりの中で、社会性や協調性、思いやりの気持ちが自然と育っていきます。
子どもたちと先生、保護者と先生の距離がとても近いのが魅力です。
誕生会や七夕まつり、クリスマス等のイベントもあり、みんなで楽しく過ごしています。



「おいしいね」「うん」



「お水ジマー。つめたいよ」



みんな仲良し



毎日新しい発見だね

0～2歳児

定員5名以下で家庭的な環境の中
ゆったりとした保育が受けられます。

一人一人のお子さんに合わせて
丁寧な関わりを大切にしています。

保育ママが、保護者の育児の悩みにも
寄り添います。

- ・ 開所時間 8:00～17:00（保育ママにより異なる）
- ・ 月～金曜の保育（一部の保育ママで土曜保育実施）
- ・ 給食あり

～お家にいるような環境で過ごして欲しい～

一人一人のお子さんに合わせて、ゆったりとした保育ができるのは、家庭的保育の最大の特徴です。
丁寧な関わりを大切にしています。
保育士資格や子育て経験のある保育ママが、保護者の育児の悩みにも寄り添います。



「これ何かな?」「虫だよ」



「みてみて!」「何かな?」



一緒に遊ぶと楽しいね!



お外遊びも楽しいね



1日の保育の様子は
こちらから



認可保育施設の申込方法



申込案内は
こちらから



- クラス年齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
- 申込受付期間・受付場所・・・・・・・・・・ P13～14
- 募集人数・結果連絡・・・・・・・・・・ P15
- 保育の必要な要件と期間・・・・・・・・・・ P16
- 申請方法・必要書類・・・・・・・・・・ P17
- 利用調整について・・・・・・・・・・ P18～20
- 保育料の算定方法・・・・・・・・・・ P21～22
- 小規模保育・家庭的保育（保育ママ）の
卒園後の預け先について・・・・・・・・・・ P23～24

※ 申し込みの際には、必ず保育施設利用申込案内をお読みください。

令和7年度 クラス年齢

令和7年4月1日現在の年齢でクラス分けをします。
年度末まで同じクラスです。

クラス	生年月日
0歳児クラス	2024年（令和 6年）4月2日～
1歳児クラス	2023年（令和 5年）4月2日～2024年（令和 6年）4月1日
2歳児クラス	2022年（令和 4年）4月2日～2023年（令和 5年）4月1日
3歳児クラス	2021年（令和 3年）4月2日～2022年（令和 4年）4月1日
4歳児クラス	2020年（令和 2年）4月2日～2021年（令和 3年）4月1日
5歳児クラス	2019年（平成31年）4月2日～2020年（令和 2年）4月1日



※認可保育所の0歳児クラスには2種類あります。

- ・ 満6ヶ月以上からの0歳児保育
- ・ 生後57日以上からの産休明け保育

申込受付期間・受付場所

申込案内
P7

令和7年4月入所 申込受付

入所希望月	申込受付期間	申込有効期間
令和7年4月	令和6年11月20日（水）～12月4日（水）	令和7年9月入所まで

※令和8年4月入所の受付期間は、令和8年度の申込案内（令和7年10月下旬発行予定）でご確認ください。

受付場所

- ・オンライン申請
- ・区役所窓口（書類持参）

24時間申込ができる
オンライン申請がおすすめです！

オンライン申請は
こちらから



24時間手続き可

保育園は、スマホから。

スマホやパソコンから簡単入力

すでに70%以上の方がオンラインを活用
約20% 約70%

夜間休日問わず手続きが可能

在園児童の手続きもオンラインから可能

届いた申請は職員がしっかり確認

郵送代や来所の手間がかりません

【令和7年4月入所】保育給付認定・保育施設利用申込（保育所への入所・転所申込み）
※申請が完了しました。
申込番号：2022_76_0710-010042

足立区 保育・入園課 入園第一係～第三係
TEL 03-3880-5283 FAX 03-3880-5703

申込受付期間・受付場所

申込案内
P7

5月入所以降 申込受付

5月入所以降の申し込みは、入所希望月の
申込受付期間に申請が必要です。

入所希望月	申込受付期間		申込有効期間
令和7年5月	令和7年3月18日～	4月10日	令和7年10月入所 まで
6月	4月11日～	※5月10日	11月入所 まで
7月	5月11日～	6月10日	12月入所 まで
8月	6月11日～	7月10日	令和8年 1月入所 まで
9月	7月11日～	※8月10日	1月入所 まで
10月	8月11日～	9月10日	4月入所 まで
11月	9月11日～	10月10日	4月入所 まで
12月	10月11日～	11月10日	5月入所 まで
令和8年1月	11月11日～	12月 3日	6月入所 まで
2月・3月	申し込みは受け付けていません。		

※窓口の場合、6月入所は5/9(金)、9月入所は8/8(金)が締切となります。

募集人数

4月入所	1 1月上旬から公開
	※足立区のホームページでも空き状況をご覧ください。
5月入所以降	利用前月初日から利用前月末日まで公開
	(例) 5月入所分は、4月1日から4月30日まで公開

募集人数は
こちらから



結果連絡

4月入所	2月10日頃
	※入所内定・保留ともに、郵送で通知
5月入所以降	内定の場合→利用前月の20日～25日頃に電話連絡
	保留の場合→利用前月の25日～月末頃に郵送で通知（初回申込月のみ）

内定した方は、入所前に内定施設で面接・健康診断を受けていただきます。

保留になった場合は、申し込みの有効期間内は、内定が出るまで毎月利用調整の対象になります。

保育の必要な要件と期間

保育施設を利用できる期間は世帯ごとに異なり、家庭の状況に応じて変動します。
入所日時点においても申込締切日時点と同等の要件であることが必要です。

要件	利用可能な期間	注意点
就労・就労内定 (月48時間以上)	就労期間中	就労 育児休業中の方は、入所月の翌月1日までに 職場復帰が必要 就労内定 入所月中に就労開始できない場合は再審査
求職活動 起業準備	就労開始までの期間 (最長3か月)	入所後3か月以内に月48時間以上の就労を 開始できない場合は退所
妊娠・出産	出産予定日の 前2か月から 出産月の後2か月	入所・転所した場合、左記期間以降も利用を続けるため には、他の理由が必要
就学・就学内定 職業訓練	在学期間中	就学 趣味の講座、カルチャースクール等は対象外 就学内定 入所月中に通学開始できない場合は再審査
親族の介護 看護	必要な期間	要介護者が二親等内の親族の場合に限る (申込児童の介護や看護は除く)
保護者の疾病・障がい	必要な期間	
災害復旧 虐待・DVのおそれ	必要な期間	
育児休業	育児休業期間	すでに在園しており、年少の児童の育児休業に入る場合

世帯状況によって、必要な書類は異なります。
必要書類が揃っていないかったり、記載内容に不備があったりすると、
再提出いただく場合や、利用調整において不利になる場合があります。

書類の配布場所

- ・足立区役所
 - ・足立福祉事務所（中部第一福祉課・第二福祉課を除く）
 - ・各認可保育所・区立認定こども園（4月入所のみ）
- ※足立区ホームページからダウンロードもできます。

窓口申請の場合

- ①提出書類チェック表
- ②教育・保育給付認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼
保育施設利用申込書
- ③家庭状況申告書
- ④家庭で保育できない状況を証明する書類
（保護者それぞれ必要）
- ⑤その他の書類（該当者のみ）

オンライン申請の場合

- ①足立区オンライン申請システムにログイン
- ②必要な情報を入力フォームに沿って入力
- ③必要書類（家庭で保育できない状況を証明する書類や
その他の書類）をアップロード

 **足立区**
オンライン申請システム



※必要書類は「保育施設利用申込案内」のP11～13で必ずご確認ください。

利用調整について

利用調整とは？

希望者が保育施設の定員を超えた場合に行われる調整です。
入所希望月の申込締切日までに提出された書類で行います。

実施基準表(P21)に
基づき、保護者それぞれの
指数を算出・合算し、
世帯指数を決定します。

調整指数表(P22)に
基づき、家庭の状況に
応じた指数を加算・減算
します。

基準指数と調整指数を
算出し、実施指数の
高い順に利用者を決定
します。

実施指数が同点だった
場合は、優先順位
(P23)で決まります。

保育の実施指数の算出方法（例）

① 育児休業明けに第1子の入所希望
父（就労中）
母（育児休業中）
※産前フルタイム勤務
子（自宅保育）



- ・父親が月20日以上、1日8時間以上の
就労をしている…実施基準指数23点
- ・母親が月20日以上、1日8時間以上の
就労をしている…実施基準指数23点

この世帯の実施指数は
 $23点 + 23点 = 46点$

② 子ども2人同時入所希望
父（就労中）
母（求職活動中）
子2人（自宅保育）



- ・父親が月20日以上、1日8時間以上の
就労をしている…実施基準指数23点
- ・母親が求職活動中…実施基準指数3点
- ・2人以上の申請で同一施設を希望…調整指数2点

この世帯の実施指数は
 $23点 + 3点 + 2点 = 28点$

利用調整について

申込案内
P20～23

保育の実施基準表

(実施基準指数及び調整指数は、申込締切日時点を基準日とする)

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)			基準指数	実務期間
	類型	細目			
1	就労	外勤・内勤	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	23	最長就学前まで
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16	
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	18	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14	
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	16	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12	
			その他の外勤・内勤	10	
		内職	月16日以上1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14	
			月12日以上1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12	
			その他の内職	8	
2	不存在	死別、離別、行方不明、拘禁など		20	必要な期間
3	出産・疾病 障がい	出産	出産予定日の前2か月から産後の2か月以内	15	5か月以内
			1か月以上入院している場合(入院予定の場合を含む)	20	
		疾病	常時病臥・感染性	20	
			精神性 (精神障害者保健福祉手帳1～3級程度)	20	
			上記以外の程度	17	
			一般療養	17	
			通院治療のため保育に当たれない場合	13	
		障がい	愛の手帳1～3級 身体障害者手帳1～2級	20	
			聴覚障がい者1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～3級	18	
			愛の手帳4級以下 身体障害者手帳3級 聴覚障がい者4級	12	
			身体障害者手帳4級以下	12	
4	介護・看護		週5日以上、日中週40時間以上の介護を常態	20	必要な期間
			週5日以上、日中週20時間以上週40時間未満の介護を常態	18	
			週4日以上、日中週24時間以上の介護を常態	16	
			週4日以上、日中週16時間以上週24時間未満の介護を常態	14	
			週3日以上、日中週18時間以上の介護を常態	12	
			週3日以上、日中週12時間以上週18時間未満の介護を常態	10	
			上記以外で必要とする場合の介護	8	
5	災害	火災などによる家屋の損壊、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		20	必要な期間
6	求職活動中	就労予定 同業予定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態	9	3か月以内
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7	
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態	8	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	7	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
			月12日以上、1日8時間以上の就労を常態	7	
			〃 1日6時間以上8時間未満の就労を常態	6	
			〃 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	5	
			その他の外勤	4	
			就労未定	3	
			求職活動中のため	3	
7	就学・技能習得	既に就学・技能習得を行うことを常態としている者		番号1を準用	在学期間内
		就学・技能習得が内定している者		番号6を準用	
8	その他	前各号に掲げるもののほか、足立区教育委員会が明らかに保育が必要と認める場合			

注意事項

- ① 保護者それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する(保育の実施基準指数)。
- ② 保護者が児童の保育に当たれない状況(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況をとり、指数を決定する。
- ③ 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も合わせて指数を決定する。
- ④ 座席中・育休中は座席前の実績も含めて指数を決定する。
- ⑤ 就労時には、通勤時間を含まない。ただし、休憩時間を含む。

調整指数表

項目	番号	条	件	指数
加算指数	個人	1	就労内定・開業予定者で申込締切日時点より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合(就労実績を入所基準指数にあてはめ、その指数の1/2を加算する)	4～10
		2	求職活動中ではあるが、申込締切日時点より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合	4
		3	番号2の条件に該当し、かつ、生計中心者が失業した場合(申込締切日時点より失業後3か月以内である者)	2
		4	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3級及び精神障害者保健福祉手帳1～3級のうちのいずれか1つに該当する場合、または、それと同等程度の障がいがあると認められる心身障がい者である世帯	3
		5	保護者が身体障害者手帳3級を所持している場合、または、それと同等程度の障がいがあると認められる心身障がい者である世帯	2
		6	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している世帯	2
		7	同一住民票上の世帯に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいる世帯(保護者及び入所申込児童を除く)	1
		8	道路のいずれかが不存在(死亡、離婚、未婚等)の場合	2
		9	道路がいずれも不存在(死亡、行方不明等)の場合	3
	世帯	10	道路のいずれかが海外勤務、長期入院等により長期不在の場合	2
		11	生活保護世帯	2
		12	保護者が直近年度住民税非課税(ただし、前年の納税義務が外国にある世帯は除く)	1
		13	足立区が指定する保育園に医療的ケア児として入所を希望する場合	2
		14	発達支援児(障がい児)として入所を希望する場合	2
		15	新築の入所申請で既にその施設にきょうだい児が在籍している、または、2人以上の申請で、同一施設を希望している場合	2
		16	きょうだいが別施設のため同一施設に転所を希望する、あるいは転居による住所変更のため、通所が難しくなったために転所を希望する場合	2
		17	18歳未満で未就労の子どもの3人以上いる場合(多子世帯)	1
		18	就労障壁、復職等により保育が必要となったため、東京都認証保育所等に契約上有償、かつ、月ざめで預託している場合	2
		19	母子世帯(または父子世帯)で、就労(または就学・技能習得)を継続している、または、内定している場合	5
減算指数	児童 数人	20	青井おひさま保育園・コンビブリッジ東和三丁目保育園・家庭の保育(保育ママ)・小規模保育の在籍児で、年齢上限による卒園等により、4月から新たに利用を希望する場合(連携施設が設定されている場合を除く)	4
		21	東京都認証保育所等の在籍児で、年齢上限による卒園等により、4月から新たに利用を希望する場合	4
	世帯	22	同一住民票上の保護者の父母(65歳以上を除く)が無職、または、求職中の場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	-1
		23	過去6か月分以上の保育料を滞納している場合	-20
		24	区外在住者(転入予定者及び区内在勤者は除く)	-4
		25	区外在住で区内在勤者	-2
その他		26	足立区教育委員会が時に必要と認める場合	
		27	保護者が保育士、看護師または幼稚園教諭の有資格者として、足立区内の保育施設または幼稚園で就労している(育児休業復職予定含む)、または、就労が内定している場合	1

注意事項

- ① 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
- ② 番号1～2の1年以上の就労実績は前職のみとする。
- ③ 番号4～6、11～12、15～16及び18・20・21については、それぞれ重複して加算はしないものとする。
- ④ 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
- ⑤ 番号10の長期不在とは、連続して3か月以上の場合をいう。
- ⑥ 番号15は、きょうだいの在籍している保育施設に申込み児童の年齢のクラスがなく、在籍と異なる保育施設を希望する場合も加算する。但し、きょうだいの在籍している保育施設が年齢上限のある施設で、児童の年齢が施設の受け入れ可能年齢を超えているため申込みができない場合は加算しない。
- ⑦ 番号18は、育児休業中を除く。
- ⑧ 番号20・21は、該当する児童のみの加算とする。

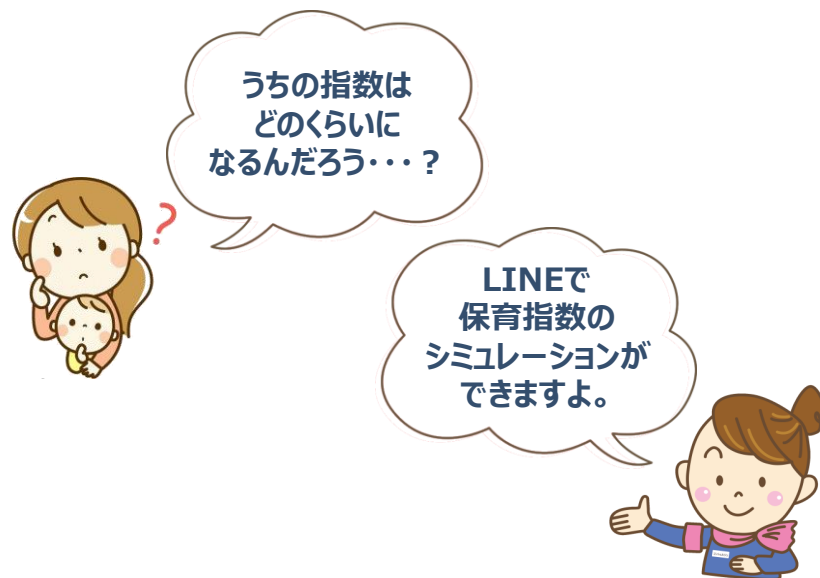
利用調整について

実施指数が同点時の優先順位

項番 1 を優先度トップとし、以下番号順に 2、3、4…18 の順番とします。

1	希望保育施設に在籍児のいる世帯を優先する（在籍児のいる施設に限る）
2	区内在住者（転入予定者含む）を優先する
3	ひとり親世帯を優先する
4	世帯における保護者の実施基準指数の最高位の者を比較し、実施基準指数が高い世帯を優先する
5	実施基準指数の合計が高い世帯を優先する
6	保育料を滞納していない世帯を優先する
7	青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・地域型保育（保育ママ・小規模保育）・認証保育所等の卒園児童を優先する
8	転所申込より入所申込を優先する。青井おひさま保育園・コンビプラザ東和三丁目保育園・地域型保育（保育ママ・小規模保育）からの転所申込者及び調整指数 16 番で加点されている転所申込者は、入所申込者と同等に取り扱う。
9	育児休業中の者を除き、認証保育所等により長く預けている者を優先する（単位：日）
10	双子以上同時申込を優先する
11	同一住民票上に障がい者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている）がいる世帯を優先する
12	同一住民票上に未就学児（審査対象児童以外）の人数が多い世帯を優先する
13	同一住民票上に 13 歳未満の子ども（審査対象児童以外）の数が多い世帯を優先する
14	同一住民票上に 18 歳未満の子ども（審査対象児童以外）の数が多い世帯を優先する
15	保護者の基準指数に用いた要件以外の要件（求職活動を除く）がある世帯を優先する
16	保護者の令和 6 年度市区町村民税の合計額が低い世帯を優先する 住民税が未申告の場合や、令和 6 年 1 月 1 日に足立区民でなかった方の該当年度の住民税の課税ができない場合は、最高額で判定する。
17	調整指数表 22 番に該当しない世帯を優先する
18	足立区に引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用）を優先する（単位：日）

- ※ 12、13、14 の子どもは保護者の子に限り、年齢は入所希望月の年度の 4 月 1 日の年齢とし、人数は申込締切日現在の数とする。
 ※ 16 について、市区町村民税均等割額は自治体により賦課額が異なるため、計算対象としない。但し、賦課の有無は判定対象とする。
 ※ 表内で順位が決まらない場合は、就労実態、児童を取り巻く環境を比較して優先順位を決定する。



指数シミュレーションはこちらから



足立区 | LINE公式
アカウント

アカウント名：足立区
LINE ID：@adachicity



保育料の算定方法

保育料の算定方法

保育料は保護者の区民税所得割額の合計から決まります。

同じ施設でも世帯によって保育料は異なります。

令和7年4月から8月までは「令和6年度の住民税額」

9月から令和8年3月までは「令和7年度の住民税額」を基に算定します。

保育料の算定方法

算定根拠	各世帯の区民税（市町村民税）所得割等の合計額により決定	
算定期間	- 令和7年4月から令和7年8月まで → 令和6年度の住民税額 - 令和7年9月から令和8年3月まで → 令和7年度の住民税額	
算定対象	お子さんの両親（※）、またはそれ以外の扶養義務者 ※ 事実上の婚姻状態にある場合を含む	
算定方法	① 特別区民税（市町村民税）所得割 ② 配当控除額 ③ 住宅借入金等特別税額控除額 ④ 寄附金税額控除額 ⑤ 外国税額控除額 ⑥ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ②～⑥のうち該当するものを加算 $\text{①} + \text{②} \sim \text{⑥} = \text{※2 保育料算定基礎税額}$ ※1 所得割額が非課税の場合、均等割額で決定 ※2 保育料算定基礎税額とは「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例」の第4条第2項の別表第1の備考1(2)に定める「所得割」のことをいう。	
保育料支払先 （契約先）	認可保育所、区立認定こども園	区と契約し、区へ支払う。
	私立認定こども園、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）	運営事業者と契約し、事業者へ支払う。



保育料の算定方法

保育料金表（認可保育所、認定こども園）

階層	階層区分の定義		3歳未満児（0～2歳児クラス）	
	区民税額		第1子	
	下限	上限	標準	短
A	生活保護適用中		0	0
B	所得割：非課税 均等割：非課税		0	0
C	所得割：非課税 均等割：課税		0	0
D1	1	24,999	7,200	7,100
D2	25,000	34,999	9,100	8,900
D3	35,000	49,999	12,000	11,800
D4	50,000	64,999	13,900	13,700
D5	65,000	89,999	15,000	14,700
D6	90,000	114,999	21,000	20,600
D7	115,000	144,999	24,700	24,300
D8	145,000	174,999	27,500	27,000
D9	175,000	204,999	29,600	29,100
D10	205,000	234,999	31,500	31,000
D11	235,000	259,999	33,500	32,900
D12	260,000	284,999	35,200	34,600
D13	285,000	309,999	37,000	36,400
D14	310,000	329,999	38,500	37,800
D15	330,000	349,999	41,200	40,500
D16	350,000	364,999	42,700	42,000
D17	365,000	379,999	44,200	43,400
D18	380,000	394,999	45,500	44,700
D19	395,000	409,999	47,000	46,200
D20	410,000	424,999	51,400	50,500
D21	425,000	524,999	57,900	56,900
D22	525,000	724,999	63,700	62,600
D23	725,000	1,024,999	68,500	67,300
D24	1,025,000	1,424,999	71,900	70,700
D25	1,425,000		75,500	74,200

※ 延長保育料（P60）については、無料（0円）の対象となりません。
※ 行事費などは、これまでどおり保護者の方の負担となります。

1 0～2歳児クラス（第1子）

保育料金は左表のとおりです。

一律区が徴収いたします（私立認定こども園は除く）。

2 0～2歳児（第2子以降）と3～5歳児クラス

（1）全てのお子さんの保育料は無料（0円）です。

生計を同じくするお子さんが何歳であっても年齢の高い順から1人目、2人目と数えます。

なお、生計を同じくする同居していないお子さん（例：遠方の寮で暮らす大学生）がいる場合は、保育料軽減措置依頼書と必要書類の提出により、お子さんとして数えることができます。保育料軽減措置依頼書は保育・入園課で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。

（2）足立区外在住で足立区の保育施設に在籍されているお子さんについては、保育料や給食費（4,800円程度）を足立区、保育施設または居住地の自治体にお支払いいただく必要があります（居住地の自治体で免除されている場合を除く）。

保育料金表（小規模保育、家庭的保育（保育ママ））

階層	階層区分の定義		小規模保育・家庭的保育（保育ママ）		食物アレルギー等でお弁当・おやつを持参する場合（家庭的保育（保育ママ）に限る）	
	区民税額		第1子		第1子	
	下限	上限	標準	短	標準	短
A	生活保護適用中		0	0	0	0
B	所得割：非課税 均等割：非課税		0	0	0	0
C	所得割：非課税 均等割：課税		0	0	0	0
D1	1	24,999	6,500	6,400	5,200	5,100
D2	25,000	34,999	8,200	8,100	6,600	6,500
D3	35,000	49,999	10,800	10,600	8,600	8,500
D4	50,000	64,999	12,500	12,300	10,000	9,800
D5	65,000	89,999	13,500	13,300	10,800	10,600
D6	90,000	114,999	18,900	18,600	15,100	14,800
D7	115,000	144,999	22,200	21,800	17,800	17,500
D8	145,000	174,999	24,800	24,400	19,800	19,500
D9	175,000	204,999	26,600	26,100	21,300	20,900
D10	205,000	234,999	28,400	27,900	22,700	22,300
D11	235,000	259,999	30,200	29,700	24,200	23,800
D12	260,000	284,999	31,700	31,200	25,400	25,000
D13	285,000	309,999	33,300	32,700	26,600	26,100
D14	310,000	329,999	34,700	34,100	27,800	27,300
D15	330,000	349,999	37,100	36,500	29,700	29,200
D16	350,000	364,999	38,400	37,700	30,700	30,200
D17	365,000	379,999	39,800	39,100	31,800	31,300
D18	380,000	394,999	41,000	40,300	32,800	32,200
D19	395,000	409,999	42,300	41,600	33,800	33,200
D20	410,000	424,999	46,300	45,500	37,000	36,400
D21	425,000	524,999	52,100	51,200	41,700	41,000
D22	525,000	724,999	57,300	56,300	45,800	45,000
D23	725,000	1,024,999	61,700	60,700	49,400	48,600
D24	1,025,000	1,424,999	64,700	63,600	51,800	50,900
D25	1,425,000		68,000	66,800	54,400	53,500

※ 生計を同じくする子が何歳であっても、年齢の高い順から1人目、2人目と数え、「第2子」以降の保育料は無料（0円）となります（保育料軽減措置についてはP59参照）。
※ 家庭的保育（保育ママ）に入所する食物アレルギー等があるお子さんは、お弁当・おやつを持参してください。詳細は幼稚園・地域保育課地域係（電話：3880-5428）までお問い合わせください。
※ 給食実施の施設の場合、欠食された場合も、給食実施の保育料になります。

小規模保育・家庭的保育(保育ママ)の 卒園後の預け先について

申込案内
P19～20

先行利用調整の実施

対象施設に卒園児用の定員枠を設け、一般申込より前に利用調整を行います。

対象者

- ・ 連携実施園（メリーポピンズ北千住ルーム）を除く、
全ての小規模保育、家庭的保育(保育ママ)を卒園予定の2歳児
※青井おひさま保育園とコンビプラザ東和三丁目保育園を卒園予定の2歳児も対象
- ・ 足立区に住民登録があること

対象施設

- ・ 認可保育所、認定こども園（長時間利用）

【8月～9月頃】

翌年4月入所に向けて
先行利用申込

【10月】

入所内定・待機決定
待機者への意思確認
(申込継続・申込辞退)

※ 内定のまま一般申込はできません。

内定者

待機者の
申込継続

【2月】
一般申込と共に利用調整
入所内定・待機決定

内定者

※ 保留(待機)となる場合があります。

【4月】
施設
入所

注意事項

10月1日以降に2歳児クラスに入所した場合は、先行利用調整の受付が終了しているため、4月入所の一般申込により利用調整を行います。

連携施設による預け先の確保

対象者

・メリーポピンズ北千住ルーム（小規模保育施設）を卒園する2歳児

連携施設

・北千住どろんこ保育園

【8月～9月頃】

翌年4月入所に向けて連携施設への
入所希望調査

希望する

【10月】
入所内定

※ 内定のまま一般申込はできません。

内定者

希望しない

【11月～12月頃】
他の施設を希望する
場合は一般申込

【2月】
一般申込と共に利用調整
入所内定・待機決定

内定者

【4月】
施設
入所

※ 保留（待機）となる場合があります。

注意事項

10月1日以降に2歳児クラスに入所した場合は、施設間連携の手続きが終了しているため、4月入所の一般申込により利用調整を行います。